

# 「米生産費統計調査」について

阿 部 亮 耳

## 1 は し が き

現在農林水産省によって行なわれている農産物の生産費調査の結果は、米及び麦類、野菜、果実、畜産物ならびに繭について調査報告書が発刊されている。これらのうち、もちろん重要なものは米であり、「米生産費統計調査」として現在約3千戸の標本規模で実施されているが、米価算定などわが国政に影響するところが極めて大きい。この「米生産費」の算定の仕方については、すでに種々の立場から問題点が指摘されているが、多方面にわたる影響を考慮して抜本的な改革は行なわれずに推移している。本稿はこの「米生産費統計調査」について、主として農業会計学の立場から、改めて問題点を指摘することとする。

「米生産費」の計算については、農林水産省の「農産物生産費調査の手引」農作物篇（以下『手引』という）昭和52年4月に専ら依拠するものとし、公表された公刊物としては、農林水産省統計情報部による昭和58年3月刊『昭和56年産農産物生産費調査報告、米及び麦類の生産費』によるものとする。またこの問題点を指摘するに当って、すでに幾多の論者が試らみているが、製造工業における原価計算との対比を考慮する。具体的には、「企業会計原則」の一環を成す大企業製造業を対象とした昭和38年11月の「原価計算基準」による。本稿では目的、範囲ならびに費目のうち、特に労務費、償却費、賃借料および料金ならびに副産物についてのみ論及するものとする。

## 2 「米生産費統計調査」の目的

「米生産費統計調査」は、その目的として「食糧管理法に基づく米の政府買入価格の算定や米の生産対策の基礎資料を得ることを目的とする」としているが、『手引』（3～4頁）では、「一般の製造工業等各企業経営の個別的な目標を追求するのと対照的に、個々の農家の生産費を把握するだけでなく、更に多数の農家の集合である農業全体の生産構造と、これら農家群の供給する農産物の需要と供給という社会経済的な問題を解明する資料を得る点におかれてきた」とする。しかしさらに「その本来の目的である農家の経営改善の資料として重要な役割を持っている」としており、この点が忘却された訳ではない。（傍点筆者）

これに対して「原価計算基準」では、原価計算の主たる目的として、(一) 企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を財務諸表に表示するために必要な真実の原価を集計すること。(二) 価格計算に必要な原価資料を提供

阿部亮耳：「米生産費統計調査」について

すること。(三) 経営管理者の各階層に対して、原価管理に必要な原価資料を提供すること。(中略) (四) 予算の編成ならびに予算統制のために必要な原価資料を提供すること。(中略) (五) 経営の基本計画を設定するに当り、これに必要な原価情報を提供すること、の五つを挙げている。

以上、「原価計算基準」は、(一) 財務諸表目的と(二) 経営管理目的の2大目的を含み、前者は(1) 財務諸表作成と(2) 予算編成、後者は(3) 原価分析、原価管理と(4) 経営の将来の方針の決定と売価の決定に分類される。すなわち、過去ならびに将来に対する計算の資料を提供するものとし、私経済的見地から行なう原価計算のよりどころであるとされる<sup>1)</sup>。また昭和12年に制定発表された商工省臨時産業合理局財務委員会の「製造原価準則」が、かなり自由に企業の選択を認めたいわば啓蒙的なものであったのに対し、引続いて昭和17年企画院の制定による「製造工業原価計算要綱」は、戦時下にあった当時としては、軍需会社に対する原価計算の強制や、商工省が一般的に統制価格を制定する資料として原価計算の実施を要望し、「原価計算規則」によって法制化された。この「要綱」は私経済的なものではなく、物資動員を有効にして最高能率の工場に注文を集中するなどのために、すべて公経済的見地から、その機能が考えられていた。この「要綱」は今日の製造工業に対して規範的な意味をもつ「原価計算基準」とは根本的に相違するものとされる。しかし、他面“中核となる本体は、「原価計算基準」をとりまく環境の激変にもかかわらず、そのまま踏襲されていると考えてよい”という見解<sup>2)</sup>からも伺われるように、工業会計の勘定に関する諸規定がこの「要綱」より色々な影響を受けていることは疑いを入れない。しかも、農林省の生産費調査についても、この「製造工業原価計算要綱」の考え方をかなり受けているものとみられる<sup>3)</sup>。

ゆえに、農産物の生産費計算とくに米や麦類などについては、いわゆる“社会的生産費”の計算であって<sup>4)</sup>、極めて公経済的である。一方、「原価計算基準」の示すところは私経済的な規範を示すものであるとしても、「基準」の中にも公経済的思考を全く欠除するとはいえないであろう。今日の大企業が寡占の下に独自に工業製品の価格を決定するとしても、出資者、従業員、顧客、政府及び公衆、経営者等各種の利害集団の要請があり、極めて複雑である。ゆえにその意味での社会的生産費としては、何も農産物だけに限られたわけではない。ただ農産物とくに米の場合には、いわゆる農家と称する経営形態をとるものが専らその生産を営むために、事情が異なるところが存在するわけである。出資者、労働者、経営者を兼ねる農業者のいわば安全性を含めた賃金、給料、労働時間等の適正、一方顧客すなわち消費者にとって提供される商品たる農産物の品質、価格の低廉性は固有の利害関係であり、また第3に国その他の公共団体が徴税者として、さらには食糧の確保という社会公共の安寧福祉の保持を要請するところである。

そこで現在の米生産費に関する情報が冒頭に示すようなわが国全体の米生産費についてであるとすれば、その実体を客観的に充分写し出すものでなければならない。現実の米価をどの様に審議するかについて、上述の資料は利害関係者にとって有力な手掛りである。そのためには、

現在の統計調査報告では必ずしも充分でないといわなければならない。これらについては、米の生産費計算に関する情報の蒐集、集計、表示の各段階について、すなわち、会計学的見地からすれば認識、測定、伝達という過程の考察が必要となる。

もとより「米生産費統計調査」の主体は国家であり、第1の目的がいわゆる“社会的生産費”の計算であり、農業経営の改善に資することは第2義的であるとしても、その対象は個々の農業者が自ら行ない得る自己の米の生産費の計算と全く同一ではない。その目的に適合した範囲、方法が存在する。

今日では最早個別農家の米生産費のみを単に計算して統計的処理をすればよいということではない。一つの地域全体として米の生産が行なわれていることをどの様に目的に適合して計算するかである。個々の農業者がほとんどすべての作業過程を自ら行なっていた間は現行の方法でも大過はなかったけれども、兼業・専業との関係、共同化、受委託等の進展、公害問題など、今までとは異って一つの地域としての米の生産が行なわれて、調査の客体は一そう多様になってきた。この点をわきまえて適合した範囲と方法とを考慮しなければならない。

さらにこの“社会的生産費”を考慮する場合の対象として、一つの地域の中における農家、共同経営、農協、共同組織という私的経済単位のみならず、一般的に社会的費用と社会的便益と農産物の生産費との関連はどうかという指摘がある<sup>5)</sup>。

一つは、たとえば農家は所得を極大化するための努力として、公害を出さないコストの高い生産工程の代りに、コストのより低い公害を出す農業生産工程を用いようとする。病虫害や雑草防除のために農薬を多投したり、副産物のわらを大量に焼却して黄煙が道路交通を妨げたりする。また畜産の大量飼育による糞尿がわらと交換される場合と、臭気等の関係から多額の費用をもって処理される場合とでは大いに異なる。

もう一つの考え方は、先述の企画院のごとく、今日生産には能率の悪い第2種兼業農家の稲作などは、むしろ社会的資源の浪費と考えるか、あるいは一方、日本全体としての米穀生産量の自給量を確保し、安全感を与えるという点では社会的便益を有するのかなど、その範囲についてはかなりの幅がある。

社会的費用と社会的便益について、それが個々の農産物にどう認識されるかという給付関連性が第1の問題である。しかしこれに問題がないとしても、貨幣的評価には、量的認識と測定について種々問題があり、放棄されることになる。ゆえにこれらの問題を否定するものではないが、これらの点はさておいて本稿としては、当面の目的に見合う範囲と若干の費目の考察に限定することとする。

- 1) 太田哲三、「原価計算基準の性格」太田哲三他『原価計算基準詳説』8～9頁 昭和38年4月 同文館
- 2) 津曲直躬、「戦前戦中の原価計算基準——財務管理委員会「準則」と企画院「要綱」——，岡本清編『原価計算基準の研究』3～15頁 昭和56年3月 国元書房
- 3) 加用信文、『農産物生産費論』3～9頁 昭和51年11月、楽游書房、「統一的な「原価計算規則」およびその準則たる「製造工業原価計算要綱」が与えられ、農産物生産費計算もそれに律せられるべきも

## 阿部亮耳：「米生産費統計調査」について

のとしても、これらの規則および準則から直ちに農産物生産費計算が導出しえないことは次章で述べるとおりであり」。

- 4) 加用信文、『前出』、加用氏は「市場経済との関連における主体的志向により 1) 個別的企業 2) 独占的または寡占的企業体または結合体 3) 公的価格統制を行なう場合に 3 大別し 3) は“社会的な再生産の保証を重要目的とし、これが農産物生産費計算の主流をなすもの”とする。
- 5) 相川哲夫、「農業の〈社会的価値〉の評価について——生産費計算と社会的費用——『農林統計調査』32巻8号 15～19頁 1982.8.  
山形休司、「ソーシャル・コストの原価性」, 岡本清編著, 『前出』, 63～72頁

### 3 米生産費計算の範囲

農林水産省の農産物生産費計算においては衆知のごとく、個別農家の農場における圃場原価を算定するものとしており、これは工場生産の製造原価と対比されるが、圃場からさらに農業倉庫へ収納されるとか、その後の出荷、販売等の経費である一般管理費、販売費は算定の対象となっていない。

『手引』（9～10頁）は上記の範囲の点について、調達過程——製造過程——販売過程の三つの部分過程のうち、中間の製造過程について「内部取引」として示した範囲の計算が生産費計算の対象領域であるとしている。ゆえに調達と販売の2過程は「外部取引」としてその範囲に入らないものとしてきた。ところがこの点について、「内部取引」はすべてある個別の農家（農場）内で本来行なわれるものと仮定しているが、その製造過程の一部が外部に委託されることは、今日稀でないというよりは恒常化するに至っている。

たとえば“水稻作作業を請負わせた農家数とその面積”として<sup>9)</sup>、昭和55年度では、全国で請負わせた実農家数は1,134.3千戸にもなり、作業別には、以下の通りである。

育苗	(511.1千戸; 199.2千ha)	8.47%
耕起	(675.5 // ; 260.2 // )	11.07
代かき	(630.5 // ; 242.9 // )	10.34
田植	(487.3 // ; 178.3 // )	7.58
防除	(334.0 // ; 228.1 // )	9.70
稲刈	(708.6 // ; 271.7 // )	11.56

冷害年ではあるが、水稻の昭和55年の作付面積は2,350千haであるから、1割内外の面積が全国にわたって請負はれている。また水稻作業を請負ったのは農家だけではなく、農家以外の農業事業体数は全国で253、そのうち会社が13で残余は協業経営であり、面積については耕起4,500ha(0.19%)、田植2,585ha(0.11%)、防除6,151ha(0.26%)、稲刈脱穀4,550ha(0.19%)等ではせいぜい0.1～0.2%にすぎないが、この事実は無視しえない。以上の様な統計数値からこの製造過程の外部に依頼する外注加工にあたる工程をどの様に考えるべきであるか。

この点について米の生産費計算の範囲として今日指摘しうることは、米を生産する稲作とい

う部門の一つ一つを別にして作業別の計算を行なうべきであり、その様な調査を意図すべきであるということである。工業でいう工程別の原価を把握する必要がある。単に各農場の圃場原価として原価負担者の勘定のみを示しただけでは、今日のごとく各作業別に委託が行なわれる場合には最早不十分である。もちろん受託者の方を対象にして調査することも必要であろうが、受委託の行なわれない場合にも作業別原価を計算して比較すべきである。

次に、稲作を行なう農業者をとりあげるのに、あたかも単作専作のごとく取扱うことについては、経営改善の資料として用いるのが主たる目的でないとしても、もう少し配慮が必要である。たしかに肥料や修繕費等は自給部分を考慮し、また間接費の配賦についての配慮をしているけれども、配賦をなしうる他部門があるかどうかによって、配賦額が大いに変化することもまた当然であろう。

販売過程として削除される一般管理費販売費の中に含まれているものの中で、作業の打合せ等はむしろ製造過程であり、圃場原価に含ませるべきであるという指摘もある<sup>7)</sup>。この一般管理費か圃場原価の中の経費かという点についての範囲の問題は、分化が行なわれていない間は表面化しないが、他人との共同作業などとなると、外部取引となって顕在化することとなる。ゆえに、製造（育成）過程のみを範囲とするとといっても、単に内部取引と外部取引のみで区別しうるものではない。1農家という範囲を逸脱する場合には、どこまでを農業の生産の場、圃場とするのかという限定が必要となる。さらにこの範囲が一そう拡大されて、個別農家や、協業あるいは他の農業会社等も含めた範囲までを考慮するか、さらにそれでは把握されない地域的あるいは社会的な費用が生ずることも考えられる。以上の点から、今日では「生産費計算の範囲」については、内外ともに、これらの点が明らかにされねばならない。

さらに、米の生産費計算の範囲の問題点としては、「調査報告」では累年9農業地域別に、また水稻の作付規模別による報告が行なわれているが、いずれも水稻作一本としての計算のみに依拠している。食糧庁「米穀の品種別作付状況」によれば、昭和56年度においては、高い比率の順序からコシヒカリ（15.1%）、日本晴（12.5%）、ササニシキ（9.1%）等（括弧内は当該年産水稻うち総作付面積に対する比率）種々の品種が示されている。また、各品種別の産米（銘柄）にも、もちろん製米としての等級が存在し、数量、単価は把握されているが、米の生産費計算としては、ある程度の品種別の計算と等級を共に明らかにすべきである。これは収量と費用双方が関係する。今日では米の品質がかなり問題とされ、いわゆる“うまい米”は収量が少なく、また北海道や青森県の産米は“まずい米”とされるが、なお“エサ米”や外国産米との比較をなすためには、これらの品種別、等級別の生産費計算が必要である。

6) ポケット農林水産統計 1983 182頁

7) 和田照男、「農業経済統計と農業経営」日本農業経営研究会編『農業経営と統計利用』50頁、昭和57年4月、農林統計協会

#### 4 米生産費計算の費目について

米生産費計算の費目を改めてみると、種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費、水利費、賃借料及び料金、建物及び土地改良設備費（償却費と修繕費に分割）農機具費（償却費と修繕及び購入補充費に分割）、畜力費、労働費（家族と雇用）の11費目で、これらの費用合計を購入（支払）、自給、償却に3分するが、費用合計から副産物価額を差し引いて第1次生産費と称し、これに資本金と地代とを加えて第2次生産費と称するのは衆知の通りである。

昭和56年度の全国平均では、11費目の中の畜力費は最早零%に近く最大の費目は労働費（40.5%）で、次の農機具費（28.0%）を併せて68.5%となる。また同年の賃借料及び料金は5.5%である。なお、昭和45年産では、労働費（50.9%）と農機具費（19.8%）を併せて70.7%であった。それ以後の農機具費の労働費への代替率の高さを示す。また45年度の賃借料及び料金は3.4%であった。労働費のうち、家族労働費は56年産では97.86%で、残りの僅か2.13%が雇用労賃であるが、通常の企業会計と対比して考察すれば、この家族労働費はもちろん未実現の所得であり、購入（支払）によるものでないことは改めていうまでもない。また費用合計に占める比率は少ないが、自給物は費用価計算によることを原則とし、その内容は間接労働による家族労働が主要部分を占める。後述のとおり、この労働費の算定によって、米生産費は甚しい影響を受ける。よって、客観的数値を尊重するのならば、第1次的には、これらの家族労働費を除いた費用合計をまず導出し、次の段階において家族労働費を時間と評価賃金を明らかにして計上表示すべきである。

この点について、若干付言すれば次のとおりである。一般に第2種兼業農家は耕地規模別で50a以下の階層が多いとみられるが、表1に示すごとく、（費用合計）-（自給額）⑤を耕地規模別にみると、500a以上の階層の費用合計は30a以下の階層の自給額控除費用合計を下回る。さらに副産物の売却額を費用合計から差し引いた第1次生産費から自給額を控除した“自給額控除第1次生産費”⑧は、30a以下では92,269円で、5ha以上の第1次生産費93,253円よりは924円だけ下回る。また費用合計の中の自給額の比率⑨は、耕地規模の大きいほど当然小さい。このように、50a以下の階層では最上層と比べると、第1次生産費は約1倍半であるが、費用合計に占める自給価額の比率と副産物の比率がかなり高く（43.7~43.2%に対し33.0%）、（4.86%~4.76%対3.41%）、これによって副産物を比較的有利に処分し、また、自家労働の評価を極めて低く（極端には零と）すれば、最上層の10a当たり第1次生産費とはまだ競争に耐え得るということになる。

##### (1) 労働費について

労働費は労働時間と賃金との積として算出されるので、この2つの認識と測定について考察しなければならない。まず第1に労働時間について、直接（作業）労働時間と間接労働時間に

表1 昭和56年度産全国 10 a 当たり米生産費

(単位 円)

	① 費用合計	② 購入 (支払)	③ 自給	④ 償却	⑤ ①-③	⑥ 副産物 価額	⑦ 第1次 生産費	⑧ ⑦-⑥	⑨ ③/①
～ 30	179,463	52,030	78,458	48,975	101,005	8,736	170,727	92,269	43.72%
30～ 50	159,157	44,468	68,762	45,927	90,395	7,580	151,577	82,815	43.20
50～100	144,936	39,291	46,303	41,342	80,633	7,079	137,857	73,554	44.37
100～150	126,918	38,283	51,847	36,788	75,071	5,554	121,364	69,517	40.85
150～200	118,713	35,442	49,433	33,838	69,280	4,887	113,826	64,393	41.64
200～250	110,977	34,006	45,207	31,764	65,770	4,856	106,121	74,357	40.74
250～300	106,374	33,455	43,669	29,250	62,705	4,400	101,974	58,305	41.05
300～400	109,133	34,954	44,138	30,041	64,995	5,404	103,729	59,591	40.44
400～500	105,020	36,649	38,808	29,563	66,212	4,505	100,515	61,707	36.95
500～	96,554	34,869	31,830	29,855	64,724	3,301	93,253	61,423	32.97
算術平均	133,897	38,932	56,719	38,246	77,178	6,171	127,726	71,007	42.36

出所 1983年ポケット農林水産統計により作成

区分し、前者は作業種類別に種子予措から順にもみ乾燥及びもみすりまで12種類が列挙されており、食事・休憩などの時間を除いた実労働時間であるが、ストップウォッチによって調査官が一一計測しているわけではなく、農業者の判断による記帳に委ねられている。『手引』(77頁)の規定では、小数点以下1位までとしているが6分間単位というのは困難であり、せいぜい0.5すなわち30分ぐらいが限界ではないだろうか。間接労働については尚更のことと思われる。

第2に家族労賃の評価に関して、一つは労働能力であって、男女1人前の賃金換算として1.0とし、他を0.8とか0.6とする。具体的な取扱いとしては、15才から69才までを1.0とし、14才以下や70才以上はそれぞれに応じて能力判定を下すこととなっている(『手引』40～41頁)。この仮定は「農業の場合には、労働力の職種分化がはっきりせず、同一人によって各労働過程が一貫して行なわれており、男女の労働に若干の違いがある程度で専門化はされていないのが通例である」とするによる。確かに以前の農業は一家で多部門の作目を少量ずつ何でも栽培育成し、機械を用いずほとんど手労働で多角的に生産を行ってきた。しかし今日では稲作についての各行程はほとんど機械化され、各作業工程はその機械を用いる限り標準化されてきており、その機械を使用し得る人とそうでない人との差異は歴然としている。また、小型で家庭用に近いものと、中型ないし大型化したものの機械の運転などの差異も生じた。さらに、これらの機械器具の修繕維持などについても、分化が行なわれており、耕作規模との関連も生ずる。機械運転能力の有無は単に年令のみの区分では充分ではないだろう。

家族労働の評価として、“農業労働に従事する1人前の農家世帯員が現にその地方で多く就労している産業の労働者に対して支払われる標準的な賃金”により評価することを昭和52年以来採用し、具体的には「地域労働市場圏別、月別・男女別賃金——農村雇用賃金——」を評価単価としている。この評価方法は現実にその圃場で作業をする農業者に代替し得る賃金ではない。すなわち対象たる稲作への賃金ではなく、これに従事した農業者の他の職業で獲得しうる

と想像される賃金である。ゆえに、特定のその賃金についての幅は可成りのものとなろう。個々の農業者はおのおのの賃金を自らが評価して、その作業を行なっているが、農作業1本として考えることには無理がある。

## (2) 農具費について

費目の中では2番目に高い比率を占め、またその傾向は強まっているが、農具費はこれを3分して償却費と修繕及び購入補充費としている。大農具と集合農具についてのみ償却費を計上し、小農具については購入補充費で処理され、昭和52年以降現行では3万円をもってその境界としている。すでに税務関係では昭和49年以来、少額資産の取扱いを5万円から10万円に上昇せしめた。『農畜産業用固定資産評価標準』に規定するものが大農具であると『手引』(31頁)では規定され、これが税務関係の原案となるとすれば、国としては統一すべきである。

償却費については、当然その算定方法の基礎として取得価額、耐用年数、残存価額の3つが考慮されるが、取得価額は原則として昭和40年4月1日以降不明のものは『評価標準』によるものとしている(『手引』32頁)。しかしこの『評価標準』は3年ごとの時価更改が行われており、取得価額のものとの基本的な差異を生ずる。この点は取得原価か再調達価か明らかでない。次に、補助金が交付された場合には、購入価額から補助金額を差引いた圧縮額を採用していることが問題である。この理由としては、生産費の1部として配分される償却額には補助金部分は含めないし、資産額にも財政投資分を含めないとする趣旨である。すべての農業者に補助金が交付される訳ではないが、税法上の取扱いは別として、補助金を再交付されることを前提として再生産を考える資料を提供することとなり、賛意を表し難い。補助金により格安となった比率のコストだけ、税による負担が間接的に増大したこととなる。いずれにしても報告資料としては、圧縮額を別に表示すべきである。

残存価額については、生物などの特殊のものを除きこれを10%としているが、この理論的根拠はほとんどない。残存割合については昭和49年度から大蔵省令のそれに準じて一致せしめているが、付加原価と関連する。

耐用年数が第3の要素として用いられるが、具体的には“統一耐用年数(農畜産業用固定資産評価標準)”によるものとする。ゆえに、個別事情により耐用年数が実際と相違するのは当然である。また経常的な修繕は当然に行なわれているというのが減価償却を行なう仮定であるが、農具費に限って大修繕は認められていない(『手引』35頁)。そこでこの統一全耐用年数を経過した償却資産の現在価は残存価額のみとなるが、この償却済資産の利用については“付加原価”として、 $(\text{償却引当額}) / (\text{耐用年数}) = (\text{減価償却額})$ を計上している。また減価償却の計算方法としては、すべて定額法により、税法のごとく一般的に定率法との選択も認めていない。

以上の取扱いについて、そもそも統一した標準の耐用年数を用いて全国的に調査をし、付加原価を計上するのは、すべてたとえば同一種類の固定資産について同額の償却費を計上しようということに他ならない。ただ前述の圧縮額をこの中に算入するのは首尾一貫しない。この方



法は、固定資産の種類別にのみ個々の事情を反映させようということであって、耐用年数や残存価額等については個々の事情、すなわち使用の差異を無視しようという他ならない。まして、農機具については大修繕を認めないのである。この点は農機具費は先にみたごとく費用合計の比率も高いことから、前述の『評価標準』の作成の事情をよく了知していなければならない。

この点は個別に期間損益計算を行なって、個々の農業者の償却費について過年度の損益修正を行なう農業簿記とは本質的に異なることを銘記せねばならない。なおまだその場合にも耐用年数経過後の使用について、あえて付言するならば、経済的耐用年数の判定が個々の農家にどの程度までなしうるか、とくに家庭用ともみられるような小型の農機具については留意すべき問題であろう。

### (3) 賃借料及び料金について

賃借料及び料金の費用合計に対する比率は絶対額はまだ小さいが上昇しており、またその内容からして既述のごとく種々の要素が含まれている。内容としては『手引』(22頁)は“生産のために支払った賃借料や料金のほか、共同施設のための負担金をいう”としており、混合費用であり分割が困難なため一括してこの費目に計上はしているが、基本的な態度としては、いわゆる原価要素に分解して、すなわち他の10費目に分解したいという意図を示している。もしこの姿勢を崩すとすれば、外部の受託者への支払額は当該受託者の一般管理費販売費はいうに及ばず、利子地代部分も導入されることとなる。しかも受委託の範囲によっては農作業のすべてを委託するという場合も現実でありうるとすれば、この生産費調査における計算体系が瓦解しないものでもない要素を含むこととなる。ゆえに稲作の圃場原価を死守しようとするならば、範囲の項で述べたごとく、作業別(工程別)の生産費計算を受委託双方について、また受委託に無関係の自力による農業者についても実施し、資料を準備しなければならない。ここでもう一つの問題は、賃借料及び料金の定義をどのようにするかであろう。少なくとも現在無資料である受託者側の原価計算を明らかにする必要がある。なお、間接労働時間と関連して、機械を農業者が自己で修繕するか、外部の専門家に修繕を依頼して料金を支払った場合のことを考慮して、どこでこの利子・地代・利潤等を導入しない圃場原価を算出するかの境界線を明らかにしなければならない。

### (4) 副産物価額について

『手引』(48頁)によると、主産物の米は「原則として販売を目的とし、通常、市場で取引の対象となる品質を備えている玄米」と規定し、具体的には、ア) 政府買上(1~5等, 等外, 規格外)の対象となる規格品質を有するもの, と上記に入らなくとも, イ) 一般市場で食用(飯米用)として販売の対象となり, しかも広く流通しているものを主産物としている。よって、副産物は「くず米」, 「いなわら」, 「もみがら」であり, 「しいな」は無視されている。

ところで、この副産物が「市場で取引されないものであっても、また刈取りの機械化によって必然的に派生する切断わら等のように形態的に変化した副産物であっても、その全量を把握

する」こととし、「いなわら」については全生産量を干しわら換算し、「もみがら」は販売した数量のみが計上される（『手引』49頁）。単価は実際に販売したものはその庭先販売価で、販売予定及び自家用のものは調査終了時の販売時価が用いられる。そこで「いなわら」は普遍的に交換価値があるものとし、地域の商品化の実態を考慮するものとはしているものの、刈取機械化による切断わらや野積み放置等形態的に変化したものは評価されていない。

以上のような規定によって推測されることは、第1表に示すように耕地規模別によって副産物の処理の方法が異なり、小規模階層では副産物の換価の比率が高く逆に大規模階層では著しく低下するとみられる。本論の直接の対象ではないが畜産物の場合には強くこの関係が出現する。また社会的費用等まで考慮するとかなり重要な問題となる。

## 5 む す び

現行の農林水産省の「米生産費統計調査」による生産費計算の方法について、農業会計学の立場から改善補足すべき点を示した。

目的が個々の農業経営の改善よりも、日本全体としての米の「社会的生産費」を把握する資料を作成するものとすれば、できるだけ現状である本体を確実に写し出す方法が採用されなければならない。ゆえにその範囲について内部取引である生産過程については作業別（工程別）、品種別の計算を行なうこと、経営形態としての他の併存部門との関係を考慮することが必要である。外部取引としては賃借料及び料金について考慮しなければならない。

費目のうち、労務費については機械化作業の普及した今日、労働能力にも差等を生じていること、数量と単価を明示し、さらに評価額としての区分表示を必要とする。償却費については標準費用によるという趣旨を明らかにすること、賃借料及び料金については、その定義を吟味し、自給か外注かの相違を明らかにすること、副産物のうちどれだけの数量が評価されて計上されているかを明らかにすること、再生産を保証するという意味からはこれらの点が考慮されるべきである。なお、他の費目ならびに利子、地代等については他の機会の譲りたい。